新型コロナウイルス感染症回復者転院受入体制整備事業QA

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問 | 回答 |
| １ | どういった医療機関が対象となるでしょうか。 | 兵庫県内に施設を有する医療機関で、転院支援窓口の転院受入が可能な医療機関に登録（県医務課又は転院支援窓口に受入可能であることを報告していること）、かつ転院の受入を行う医療機関が対象となります。※交付決定を受けた医療機関に転院の受入要請があった場合は、一時的にでも確実に受入ることとし、特別な事情（例　満床）もなく転院受入を拒否した場合は、補助交付の対象とはならない場合があります。 |
| ２ | 受入病床の計上はどのようにすればよろしいか。 | 申請時において回復者受入れを行っている（または受入予定の）病床数を計上してください。例えば、申請時点で実受入病床1床、受入確保病床１床の場合は、受入病床２床となります。 |
| ３ | 補助事業の対象となる経費には、どういったものを充当することができますか。 | 回復者受入の際に必要な体制整備にかかる経費について充当することが可能です。具体的なものについては、別紙「補助対象例一覧」をご確認の上、事前に個別にご相談ください。（アドレス：kaihukusyateninshien@pref.hyogo.lg.jp））※他の補助制度と重複しての申請は出来ません。 |
| ４ | 転院受入の対象となる患者はどのような方になるでしょうか。 | 新型コロナウイルス感染症に感染して保健医療機関に入院した者であって、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月25日健感発0225第1号）示されている退院基準を満たして同医療機関から別の医療機関に転院する患者が対象になります。また、宿泊療養施設からの受入れは、当該補助制度の主旨とは異なるため、該当しないものとします。 |
| ５ | 補助金額に変更がある場合はどうしたら良いでしょうか。 | 補助額が増額となる場合は、医務課にメールまたは電話にて連絡の上、事前に変更申請をしていただきますようお願いします。 |

補助対象例一覧

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 補助対象 |
| 呼吸器管理※転院支援窓口に報告している、受入を行う回復患者の症状に対応していない機器については補助対象とならない | 【重症】（中等度２～軽症を含む）人工呼吸器（配管工事含む）、シリンジポンプ【中等度２】（中等度１～軽症を含む）超音波画像診断装置、吸引器（痰）、経鼻カテーテル等、肺機能検査機器、呼吸器リハビリ機器、血栓予防のための機器【中等度１】（軽症を含む）ネブライザー、血液ガス分析装置※ADL低下の患者受入に対しては、体位交換用マット、ベッドサイドモニターも認める。【軽症】空気清浄機、血中酸素飽和度測定器 |
| 透析管理 | 透析装置 |

回復者の受入を想定していることや、補助対象を明確にする観点から、以下の費用は対象外とする。

・PCR検査等、陰性確認に使用する検査機器

・個室整備にかかる工事費

・院内通信用のピッチ、電子カルテと共用する通信機器

・消耗品

など